

戸籍謄抄本等交付申請書 郵送用

本籍	旧富山村のものが必要な場合は、当時の本籍をそのまま記入してください。 豊根村			
筆頭者	戸籍のはじめに書かれている人。亡くなられていても変わりません。 明・大・昭・平・令 年 月 日生			
必要な人	明・大・昭・平・令 年 月 日生			
必要 な 戸 籍 ・ 証 明	種別	謄本（全部） 戸籍内の全員記載のもの	抄本（一部） 必要な人のみ記載のもの	手数料（各自治体によって異なりますので本籍地の役場等へお問い合わせください）
	戸籍 現在のもの	通	通	1 通 450 円
	除籍 全員除かれたもの	通	通	1 通 750 円
	改製原戸籍 改製前のもの	通	通	1 通 750 円
	戸籍の附票 住所記録の証明 ※豊根村では H14. 9. 28（旧富山村では H17. 12. 12）以前の住所が必要な場合 2 通（400 円）になる場合があります。	通	通	1 通 200 円
	どこの住所の証明が必要ですか？ （ ）から（ ）まで ☐ 本籍・筆頭者 ※本籍・筆頭者の記載が必要な場合は□に✓してください。			
	身分証明書	通 本人以外が申請する場合は委任状必要		1 通 200 円
	独身証明書	通 本人以外が申請する場合は委任状必要		1 通 350 円
その他	（ ）証明書 通			

使いみち・証明したい内容

例：父（豊根太郎）の出生から死亡までの連続した戸籍 2 セットを銀行・法務局に提出する
母（富山花子）の死亡の記載のあるものが 1 通必要 / パスポート取得のため旅券センターに提出する / 婚姻届出のため

最近 1 ヶ月以内に戸籍の届出をしましたか

いいえ ・ はい ⇒ 【届出日】 年 月 日 【提出先】 市 区 町 村
【届出内容】 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他（ ）

申 請 者	住所	住民票に記載されている住所を記載してください。返信用封筒にも、同じ住所、氏名を記入してください。	
	ふりがな 氏 名	平日昼間つながる電話番号 ()	
	あなたと証明が必要な人との関係（○を付けてください） 本人・配偶者・親子・祖父母・孫・その他（ ）⇒代理人の場合は委任状が必要		

《お送りいただくもの》 確認のために□に✓を入れてください

☐ この申請書 豊根村の本籍や平日昼間つながる電話番号等、記入漏れがないか再度確認してください。

☐ 手数料分の定額小為替（または普通為替） 郵便局（ゆうちょ銀行）で購入し、何も記入せずに送付してください。

☐ 本人確認書類のコピー 有効期限内のもので、申請者の現在の住所・氏名・生年月日がわかるようコピーしたもの

☐ 1 点でよいもの 公的機関が発行した写真付きのもの 運転免許証・個人番号カード・在留カード・障害者手帳等

☐ 2 点必要なもの 健康保険証・年金手帳・介護保険証・学生証等

☐ 返信用封筒 申請者本人の住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。送付先は申請者の住民登録地に限られます。

勤務先等には送れません。

☐ 申請者と証明が必要な人との関係が分かる戸籍のコピー（豊根村の戸籍で関係が確認できる場合は省略できます。）

郵送での戸籍謄抄本等の請求方法について

下記の書類を同封してご請求ください。

①戸籍謄抄本等交付申請書

- ・平日昼間に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。書類の不備等がある場合にお電話いたしますが、数日間連絡の取れない場合は、申請書類一式をお客様の返信用封筒にて返送することとなります。
- ・平成 14 年 9 月 28 日（旧富山村では平成 17 年 12 月 12 日）に戸籍電算化に伴い戸籍は改製され、それ以前の戸籍は改製原戸籍となります。また戸籍の附票についても「改製原戸籍附票」となり、住所の履歴が分かりますのでご注意ください。

②手数料：定額小為替（または普通為替）

- ・手数料は、合計金額分の定額小為替（または普通為替）を郵便局（ゆうちょ銀行）で購入し、同封してください。おつりの出ないようにご用意をお願いします。相続等の手続きで連続した戸籍（出生～死亡等）の請求をされる場合は、人によって料金が異なります。あらかじめお電話等でお問い合わせいただければ料金をご案内します。おつりが発生する場合、切手でのお返しとなる場合がありますのでご了承ください。
- ※為替には何も記入しないでください。
- ※切手や収入印紙での請求は取り扱っておりません。

③返信用封筒

- ・あなた（申請者）の住所、氏名を記入し切手を貼って同封してください。
- 参考** 定形郵便：25 g まで 84 円・50 g まで 94 円 定形外郵便：（規格内）51 g ～100 g まで 140 円
- ・請求されてから証明書が到着するまでに、郵送事情等にもよりますが 1 週間程度お時間をいただきます。お急ぎの場合は、基本料金に加えて速達分（260 円）の切手を貼った上で、朱色で「速達」と記入してください。追跡サービス等により配達状況を確認したい場合は、簡易書留や特定記録等をご利用ください。

④申請者の本人確認書類のコピー

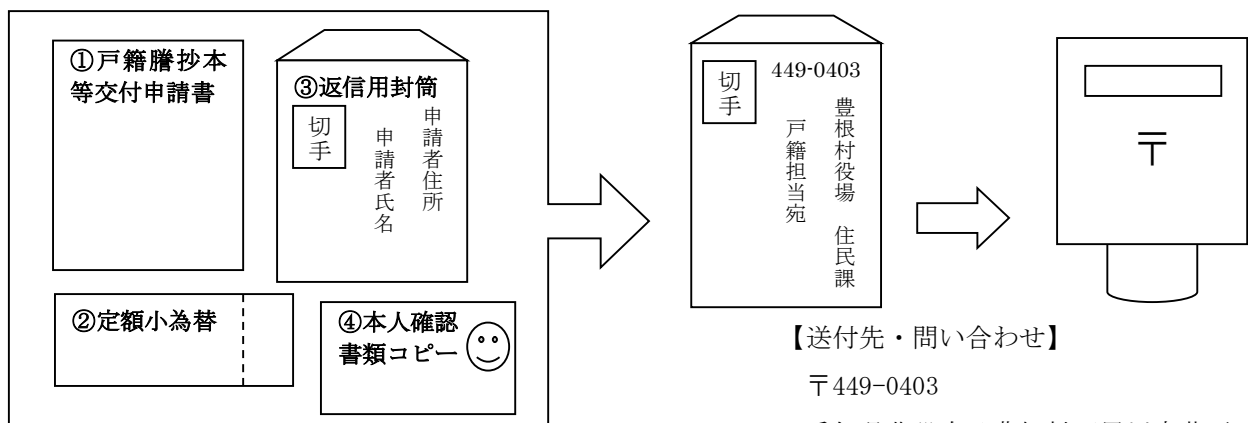
- ・申請者の本人確認書類で、現在の住所・氏名・生年月日が分かるようコピーしたものを同封してください。現住所等が裏面に記載されている場合は、両面ともコピーしてください。

1 点でよいもの 公的機関が発行した写真付きのもの 運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード（写真入）・在留カード・特別永住者証明書・障害者手帳等

2 点必要なもの 健康保険証・年金手帳・年金証書・介護保険証・医療受給者証・学生証等

⑤その他必要書類

- ・豊根村で同じ戸籍に記載されていない親族からの申請の場合は、申請者と証明が必要な人との関係が分かる戸籍のコピーを付けてください。外国籍の方は出生証明書のコピーを付けてください。
- ・代理人による申請の場合、委任者本人が自署及び押印した委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証等）のコピーが必要です。



※基本的な人権またはプライバシーの侵害につながる恐れのある場合には交付できません。
※偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、30 万円以下の罰金に処せられます。

〒449-0403

愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蔵平 2 番地

豊根村役場 住民課 戸籍担当宛

電話番号 0536-85-1313（直通）